

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年7月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づく事前評価に関する書類（〇〇地区）農林〇〇、〇〇保健所、県土〇〇、グリーン社会推進課、環境管理課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年7月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年7月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年8月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類 瀬戸内法に基づく書類があるのに拒否したため出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求については、審査請求人が本件請求に係る公文書公開請求書に添付した別紙資料から、〇〇地区における瀬戸内法第5条第1項の規定に基づき、特定施設の設置の許可を受けようとする者が、同条第3項に基づき申請書に添付しなければならない

い書類に係る公文書を対象としているものと判断した。

- (2) 瀬戸内法第5条第1項に基づく許可の事務については、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第7条の規定に基づく別表第4（部長及び課長の個別専決事項）の第9の3により、「環境管理課」が所掌する事務とされている。

したがって、実施機関は、当該事務を所管しておらず、もとより本件請求の対象となる公文書を取得又は作成すべき所属ではないことから、本件請求の対象となる公文書を保有していない。

以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 8月26日	諮問
令和7年 9月 2日 第2部会（第26回）	審議
同 年 9月29日 第2部会（第27回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、瀬戸内法第5条第1項の規定に基づき特定施設の設置の許可を受けようとする者が、同条第3項に基づき申請書に添付しなければならない書類のうち、グリーン社会推進課において保有するものの公開を求めているものである。

実施機関は公文書公開請求書記載のとおり本件請求に係る公文書を特定し、当該公文書が不存在であるとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しているため、以下、本件請求に係る公文書の保有の有無について検討する。

2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、瀬戸内法に係る事務は環境管理課が所掌する事務であるため、公文書は不存在であるとのことである。

徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第7条第1項及び別表第4によると、瀬戸内法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可については、環境管理課の所掌に係る事務として、危機管理環境部長の専決事項とされている。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	